

グリーンイノベーション基金事業

「バイオものづくり技術によるCO<sub>2</sub>を直接原料としたカーボンリサイクルの推進」  
プロジェクトに係る公募要領

2022年10月27日

国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構

材料・ナノテクノロジー部

### 【受付期間】

2022年10月27日(木)～2022年12月12日(月) 正午 アップロード完了

### 【提出先および提出方法】

- Web 入力フォームから、必要情報の入力と提出書類（「4. 提出期限及び提出先(2)提出書類」）のアップロードを行ってください。

<Web 入力フォーム>

<https://app23.infoc.nedo.go.jp/koubo/qa/enquetes/957j21gcjkxx>

- 他の提出方法（持参・郵送・FAX・電子メール等）は受け付けません。
- 提出時に受付番号を付与します。再提出時には、初回の受付番号を入力してください。また、再提出の場合は再度、全資料を再提出してください。
- 再提出は受付期間内であれば何度でも可能です。同一の提案者から複数の提案書類が提出された場合は、最後の提出のみを有効とします。
- アップロードするファイルは、全てPDF形式ですが、一つのzipファイルにまとめるなど、公募要領の指示に従ってください。なお、各ファイルにはパスワードは付けないでください。

### 【留意事項】

- 登録、応募内容確認、送信ボタンを押した後、受付番号が表示されるため、受付期間内に完了させてください。
- 入力・アップロード等の操作途中で提出期限が来て完了できなかった場合は、受け付けません。
- アップロードされたファイルにおいて、ウイルス検知又はその疑い等があると当機構が判断した場合は、調査のため第三者へファイルの提供を行う場合がありますので、予めご了承ください。
- 通信トラフィック状況等により、入力やアップロードに時間がかかる場合があります。特に、提出期限直前は混雑する可能性がありますので、余裕をもって提出してください。

「バイオものづくり技術による CO<sub>2</sub>を直接原料としたカーボンリサイクルの推進」プロジェクトに係る  
公募について  
(2022年10月27日)

国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構（以下「NEDO」という。）は、2022年度から2030年度まで「バイオものづくり技術による CO<sub>2</sub>を直接原料としたカーボンリサイクルの推進」プロジェクトを実施する予定です。このプロジェクトへの参加を希望される方は、本公募要領に従いご応募ください。なお、本プロジェクトでは研究開発項目1～3を満たす全体提案の他、特定の研究開発項目別の部分提案、または一部の複合提案も受け付けます（詳細は2項(3)参照）。

本プロジェクトは、経済産業省が定める「グリーンイノベーション基金事業の基本方針」、「『バイオものづくり技術による CO<sub>2</sub>を直接原料としたカーボンリサイクルの推進』プロジェクトに関する研究開発・社会実装計画」の内容に基づき実施いたします。

## 1. 件名

「バイオものづくり技術による CO<sub>2</sub>を直接原料としたカーボンリサイクルの推進」プロジェクト

## 2. プロジェクト概要

### (1) 背景・目的

バイオものづくり技術を利用したカーボンリサイクルは、バイオマス資源や大気中の CO<sub>2</sub>を原料として、バイオプラスチックや機能性素材などの化学品、燃料、タンパク質や飼料等の食品を生産する取組です。炭素の固定経路としては、大きく①バイオマス資源利用による CO<sub>2</sub>の資源化、②植物による CO<sub>2</sub>の直接資源化、③微生物による CO<sub>2</sub>の直接資源化といった3類型が存在します。ゲノム編集、ゲノム構築等最先端のバイオ技術を適用することで、今後大幅な生産性の向上が期待できることから、バイオものづくりはカーボンニュートラル社会の実現に向けた有力な選択肢のひとつといえます。

日本の部門別 CO<sub>2</sub>排出量(電気・熱配分後)のうち、製造業・工学プロセスが占める割合は36.7%。このうち、特にバイオものづくりに関連する化学、繊維、食品飲料からは21.9%の年間8,901.7万トンの CO<sub>2</sub>が排出されており<sup>1</sup>、これらの業種についてはバイオものづくり技術による CO<sub>2</sub>排出削減への貢献が期待できます。

合成生物学でトップを走る米国産業界では、近年、IT業界実業家やVCが合成生物学ベンチャー企業に積極的に投資を行い、ポスト第四次産業革命を担うバイオベンチャーが続々と誕生している。2021年にはバイオベンチャーに対する投資額が前年度比で倍増し、年間178億ドル(=約2兆円)の投資を集めている<sup>2</sup>。バイオベンチャーのうち、特に急速に資金調達額を伸ばしているのは、微生物等改変プラットフォーム事業者です。

バイオものづくりでは、上流の微生物等開発では、AI・ロボットを用いた効率的な微生物等改変プラットフォーム技術、下流の発酵生産では、培養・精製技術の高度化といった、バリューチ

<sup>1</sup> 国立環境研究所「温室効果ガスインベントリ(2019年確報値)」より

<sup>2</sup> SynBioBeta 「4Q 2021 Synthetic Biology Venture Investment Report」より

ューンの段階に応じて全く異なる高度な技術・設備が必要となります。このため、今後のバイオものづくり産業は、水平分業化が進展し、それぞれの基盤技術を確保したプレーヤーが付加価値の源泉を握ることが予測されます。

米国の微生物等改変プラットフォーム事業者等とも競争・連携できるような事業者を国として育成していくことは重要ですが、担い手となる国内事業者は萌芽段階であり、現状では海外事業者との間に大きな差があります。こうした微生物等改変プラットフォーム事業者に対して、異分野事業者等からの投資や微生物等改変のノウハウなどが集約するように国として先行的かつ重点的に投資を行っていきます。他方で日本の得意分野/不得意分野を上手く使い分けることも重要であり、特に日本が苦手な分野については、海外事業者との協力により進めることも妨げません。

また、我が国は、南北に長い領土から生まれる多様な環境や、火山や深海といった極限環境を有し、そのような幅広い条件下に生息する微生物がいることから、バイオものづくりの上流工程で重要となるゲノム情報のバリエーションが豊かであると考えられます。さらに、悠久の歴史を持つ発酵・醸造産業を有しており、下流工程で重要となる大量発酵生産技術についても数多くの実績を持った事業者が存在していることから、独自の強みを生かせることが見込まれます。

原料面では、従来、バイオものづくりは主にバイオマス資源由来の糖や油脂を原料として用いて行われてきましたが、2050年カーボンニュートラルの実現に寄与する観点からは、CO<sub>2</sub>を吸収して、直接原料として利用する新しいバイオものづくりに発展させることが重要です。CO<sub>2</sub>の直接原料化により、バイオマス資源利用の場合と比べて、①CO<sub>2</sub>固定効率を2桁以上向上できるポテンシャルがある<sup>3</sup>、②狭い空間で原料生産や物質転換を行うことができるという利点があります。また、国内の発電所や工場等から排出されるCO<sub>2</sub>を効率よく利用できるようになれば、国内での炭素固定化や輸送時のCO<sub>2</sub>排出削減にも寄与できる可能性があります。

本プロジェクトでは、革新的な素材や燃料などの異分野事業者との共同開発の促進等を通じて、バイオものづくりの中核を担う微生物等改変プラットフォーム事業者と大規模発酵生産とバイオものづくり製品の生産を担う製造事業者・事業会社の育成・強化を図るとともに、プラットフォーム事業者による高効率な微生物開発技術を活用することで微生物等が持つCO<sub>2</sub>固定能力を最大限に引き出し、バイオマス原料<sup>4</sup>を用いないCO<sub>2</sub>を原料としたバイオものづくりによりカーボンリサイクルを推進するために必要となる各要素の技術的な課題の解決を図ります。さらに、原料のCO<sub>2</sub>供給から製品製造までのバリューチェーンを構築し、商用生産までのスケールアップや製造技術の高度化を推進することで、CO<sub>2</sub>を原料とした新しいバイオものづくり製品の社会実装とCO<sub>2</sub>の資源化による産業構造の変革を目的とします。

なお、バイオものづくりの社会実装に際しては、技術開発・実証に加えて、サステイナブルな製品としてのバイオ製品の位置づけの確立を進める必要があります。本事業では、関連する制度面の検討と並行して、評価手法・表示方法の標準化等に必要なデータ収集や手法開発等についても実施します。

<sup>3</sup> Metabolic Engineering 62 (2020) 207 より

<sup>4</sup> バイオマス資源由来の糖や油脂などを指す

## (2) 目標

### 【研究開発項目1】有用微生物の開発を加速する微生物等<sup>5</sup>改変プラットフォーム技術の高度化★<sup>6</sup>

2030年までに、DBTL サイクル<sup>7</sup>の1サイクルあたりの時間を短縮するための技術開発、さらに、サイクル回数を削減しコストを低減する技術を確立し、有用微生物の開発期間を最大1/10程度に短縮する技術を確立する。

### 【研究開発項目2】CO<sub>2</sub>を原料に物質生産できる微生物等<sup>8</sup>の開発・改良

2030年までに、一般的な天然株と比較して物質生産機能またはCO<sub>2</sub>固定化能を5倍程度<sup>9</sup>向上させ、商用レベルで物質生産できる微生物（商用株）を開発、もしくは既に物質生産機能またはCO<sub>2</sub>固定化能の高い微生物にゲノム編集等を行って生産機能等を保ちながら従来とは異なる原料・目的物質を利用可能な微生物（商用株）を開発する。

### 【研究開発項目3】CO<sub>2</sub>を原料に物質生産できる微生物等<sup>10</sup>による製造技術等の開発・実証★<sup>11</sup>

2030年までに、微生物等を用いて、CO<sub>2</sub>を原料として生産した物質の製造コストが、2030年時点の代替候補の製品の1.2倍以下<sup>12</sup>となる技術を開発する。

## (3) 研究開発項目と社会実装に向けた支援

### 【研究開発項目1】有用微生物の開発を加速する微生物等改変プラットフォーム技術の高度化★

#### 【委託（企業等の場合はインセンティブ1/10）】

本研究開発項目では、有用な微生物等の開発を加速する微生物等改変プラットフォーム技術の高度化に向けて、主に①微生物ライブラリや代謝物データベース等の拡充、②AIなどのデジタル技術を用いて多種多様な微生物がもつゲノム配列を解読して、特定物質の効率的な生産に関連する代謝経路等との関係を明らかにし、効率的なゲノム設計・微生物設計に反映するためのシステム・アプリケーション開発、③ロボティクス技術、自動でデータを収集するセンシング技術等を駆使して、ゲノム構築、微生物の構築、微生物の性能試験（代謝物データ収集等）等の生物化学的な実験を効率化するためのシステム構築、④収集した代謝物データ等を統合処理するためのシステム開発等といった、DBTLを構成する各要素技術を開発するとともに、これらの一部／全部を組み合わせるプラットフォーム化するための開発を行います。なお、①～④の一部のみのプラットフォーム化に取り組む提案も認めます。このよう

<sup>5</sup> 微生物等とは、微生物、動物細胞、植物細胞、ウイルスとする。なお、CO<sub>2</sub>の固定を目的とした酵素の開発について行うものも本プロジェクトの対象とする。

<sup>6</sup> ★マークがある研究開発項目については、大学・研究機関等が主たる実施者（支出が過半を占める実施者）となることが可能（★マークがない項目は、企業等の収益事業の担い手が主たる実施者となる必要）。

<sup>7</sup> 生物のゲノムや代謝経路情報を基に目的の機能を発現する遺伝子を設計・合成し（デザイン：D）、合成した遺伝子を搭載した微生物を作り（ビルド：B）、搭載した遺伝子が目的の機能を発現したかテストし（テスト：T）、得られたデータを学習・分析し、代謝経路の設計等に反映させる（ラーン：L）一連のサイクル。

<sup>8</sup> 本項目における開発の対象は、CO<sub>2</sub>を直接原料として物質生産できる微生物等とし、特定の微生物等に限定するものではない。

<sup>9</sup> 微生物の種類とターゲット物質により目標値が異なるため、個別の提案を精査し事業ごとに設定。

<sup>10</sup> 本項目における開発の対象は、CO<sub>2</sub>を直接原料として物質生産できる微生物等とし、特定の微生物等に限定するものではない。

<sup>11</sup> 本研究開発項目のうち、CO<sub>2</sub>を原料として生産した製品等の環境性能等の評価・表示手法の確立、LCA評価・CO<sub>2</sub>固定量の評価などの標準化にかかる技術開発部分のみ、研究機関・公的機関が主体となった提案を可能とし、生産実証については研究機関・公的機関が主体となった提案は認めない。

<sup>12</sup> 微生物の種類とターゲット物質により目標値が異なるため、個別の提案を精査し事業ごとに設定。

な部分的なプラットフォームの開発を行う場合は、個別の提案の内容に応じて精査し、案件採択時において開発期間1/10程度という総合目標達成に匹敵する野心的な水準での目標設定を求めることとします。

これらは、バイオものづくりを実施する複数の民間企業等に跨がる共通基盤的な課題を解決するための研究開発である一方、個別の開発項目に関しては目標達成に向けたアプローチが複数存在し、項目によっては異なる主体が開発するほうが効率的な場合も十分想定されることから、複数者の採択を想定します。ここでの研究開発成果は、研究開発項目2の有用微生物の開発等において積極的に利活用することが期待されており、商用利用を念頭に有用な微生物等の開発を行う事業者との協業を行う場合は、審査において考慮要素とします。

本研究開発項目においては、CO<sub>2</sub>を原料としたバイオものづくりと関連する分野も含めた、プラットフォームの高度化を目的とする開発を実施することも可能とします。

### 【研究開発項目2】CO<sub>2</sub>を原料に物質生産できる微生物等の開発・改良

【(9/10 委託→2/3 補助) + (1/10 インセンティブ)】

微生物による物質生産を効率的に行うためには、製造しようとする特定の物質の種類ごとに、当該物質の製造に最適化されて極限まで生産性が高められた微生物株を開発することが必要です。

CO<sub>2</sub>を原料として吸収・固定化し物質生産できる微生物の開発については、①CO<sub>2</sub>を吸収・固定化し物質を生産する代謝経路を持つ微生物（水素酸化細菌、光合成細菌等）に、ゲノム編集・遺伝子改変等の技術によって、従来よりも物質生産機能が高い産業用微生物を開発する手法のほか、高い物質生産性を有する既存の産業微生物（大腸菌、枯草菌等）に、ゲノム編集・遺伝子改変等の技術によってCO<sub>2</sub>を吸収・固定化し物質を生産する代謝経路を組み込み、商用化可能な産業用微生物を開発する手法などが考えられます。

本研究開発項目では、利用する微生物株や目的物質の種類等に応じて、目標達成に向けたアプローチが複数存在することから、複数事業者の採択を想定しています。また、微生物等の物質生産機能の大幅な向上や、製造可能となる目的物質の大幅な拡大を目指す観点から、本プロジェクトはバイオものづくりの中核を担う微生物等改変プラットフォーム事業者と革新的な素材や燃料などの異分野事業者との共同開発により実施されることが強く期待されており、研究開発項目1及び研究開発項目3と一体的に開発を実施し、実際にこうした異分野の共同研究を行う場合には、審査において考慮要素とします。

### 【研究開発項目3】CO<sub>2</sub>を原料に物質生産できる微生物等による製造技術等の開発・実証★

本研究開発項目では、以下①～③全てを実施する提案のみを認めます。

#### ① スケールアップ：【(9/10 委託→2/3 補助) + (1/10 インセンティブ)】

一般に微生物の培養条件は、小規模なラボスケール（試験管レベル～数十Lの培養タンクを使用する規模）、比較的小規模なベンチスケール（数十～数百Lの培養タンクを使用する規模または数ha）と、中規模のパイロットスケール（数千～数万Lの培養タンクを使用する規模または数十ha）、商用レベルの生産実証に必要な大規模のデモンストレーションスケール（数万

～数十万Lの培養タンクを使用する規模または数百 ha) では大きく異なるため、段階的にスケールアップをしつつ、培養条件の最適化を順次進めていきます。

なお、光合成細菌や藻類等の光をエネルギー源としてCO<sub>2</sub>の固定を行う微生物等については、培養タンクの体積ではなく、採光面積によってスケールを評価することが適切であるため、培養槽等を設置する土地の面積を基準とした指標を用います。

CO<sub>2</sub>を直接原料とする上では、従来の液体のみの培養と異なり、液体中にCO<sub>2</sub>などの気体を吹き込みながら培養を行うガス発酵培養等の技術開発が必要となります。ガス発酵培養においては、水素と酸素が共存したガス等、爆発のリスクのあるガスを使用する場合も想定されるため、防爆仕様の培養槽等を用いてスケールアップするといった技術開発が必要となります。

## ② 分離・精製・加工：【(9/10 委託→2/3 補助→1/2 補助) + (1/10 インセンティブ)】

本プロジェクトで生産する物質は、従来のバイオものづくりの目的物質とは異なるため、微生物の断片や培地等が混濁した液体から目的物質を回収するための、生産物質ごとに最適化された分離・精製技術の開発を行います。特に、目的物質がポリマー、油脂、燃料等の場合、脂溶性の物質をターゲットとした新たな分離・生成技術が必要であり、生産された物質を産業利用するためには、最終製品も念頭に置いた素材加工技術・品質評価手法の開発も必要となります。加工技術・品質評価技術の開発を行う上では、事業会社の先にいるユーザー企業等のニーズを踏まえた開発を実施することが重要です。

また、回収したCO<sub>2</sub>を原料とするために必要な微生物等の生育に有害となる夾雑物の除去やCO など微生物等が代謝しやすい物質への変換といった、前処理技術の開発・実証を行います。

## ③ LCA 評価等<sup>13</sup>にかかる部分は委託（企業等の場合は 1/10 インセンティブ）

バイオものづくりの生産プロセスについては統一的な LCA 評価手法が未確立であり、CO<sub>2</sub>削減効果を容易に見通せないという課題があります。本研究開発項目では、物質生産実証の際には LCA 評価を実施することとします。

CO<sub>2</sub>を原料として生産した最終製品の社会実装に当たって必要となる、当該製品の環境性能等の評価・表示手法の確立、LCA 評価・CO<sub>2</sub>固定量の評価などの標準化にかかる技術開発は、研究機関・公的機関等と民間企業等のコンソーシアムでの連携など業界横断的に協力し実施することとし、研究機関・公的機関等が主体となる提案も可能とします。

研究開発期間終了時点で、評価サンプルによる生産物評価を行うことより、品質・機能性、環境合理性、経済性等の面で総合的に競争力が見込めるバイオ由来製品として社会実装が見通せる段階までの開発を行うこととします。

### 【提案可能な組み合わせ】

本プロジェクトは、本プロジェクトの成果を活用した製品・サービスの社会実装を念頭に置いたプロジェクトであり、プラットフォームの高度化を行う研究開発項目 1 及び大量生産実証等を行う研究開発項目 3 については、他の研究開発項目と組み合わせずとも社会実装が見

<sup>13</sup>CO<sub>2</sub>を原料として生産した製品等の環境性能等の評価・表示手法の確立、LCA 評価・CO<sub>2</sub>固定量の評価手法の開発及び標準化に関する技術開発とする。

込めることから、他の研究開発項目と組み合わせていない提案（部分提案）も可能とします。微生物開発については、大量物質生産と連携することで社会実装につながる可能性が大きく向上すると考えられることから、研究開発項目2については、単独で実施する事業者もしくはコンソーシアムにおいて、研究開発項目3と組み合わせて一体的に実施をする提案のみ採択することとします。

本プロジェクトに対して、提案可能な組み合わせは以下の通りとします。

- ・研究開発項目1 + 研究開発項目2 + 研究開発項目3
- ・研究開発項目2 + 研究開発項目3
- ・研究開発項目1
- ・研究開発項目3

本プロジェクトにおいて、実施者は、他の研究開発テーマに裨益する共通基盤技術について、研究開発・実証テーマの垣根を越えてプロジェクト全体として研究成果の最大化を図るよう努めるものとします。また、本プロジェクトにおいては、有識者やNEDOからの意見も取り入れつつ開発を実施することが不可欠であることから、必要に応じて秘密保持契約や共同研究契約等の締結や実施計画の変更及び実施体制の見直しを柔軟に行うことも可能とし、実施者間の密接な連携をとることとします。

#### 【委託・補助の考え方】

委託・補助の考え方については研究開発・社会実装計画をご参照ください。

#### 【社会実装に向けた支援】

社会実装に向けた支援については研究開発・社会実装計画をご参照ください。

#### (4) 実施スケジュール

以下のスケジュールはあくまで一例であり、複数の研究開発項目、内容を組み合わせて早期の目標達成のために最適なスケジュールを組むことは妨げません。

#### 【研究開発項目1】有用微生物の開発を加速する微生物等改変プラットフォーム技術の高度化★

第一世代微生物等改変プラットフォームの構築をした後、プラットフォームの更新・拡充（第二世代、第三世代プラットフォーム）を進め、研究開発項目2と連動しながら微生物等の開発実績を重ねることでプラットフォームの更新・拡充とDBTLサイクルに必要な期間の大幅な短縮を行うことを想定しています。一連の取組に十分な時間を確保し、常に最新技術を取り入れた競争力のあるプラットフォームを構築する観点から2022年度から2030年度までの最大9年間の実施を想定しています。9年間の間に3年をめぐりにステージゲートを設けることで事業継続性を適切に判断し、効率的な開発を実施します。



#### 【研究開発項目 2】CO<sub>2</sub>を原料に物質生産できる微生物等の開発・改良

CO<sub>2</sub>を原料に商用スケールでの物質生産実証が可能な水準の性能を持つ微生物等の開発を実施し、研究開発項目 1、研究開発項目 3 と相互にフィードバックをしながら追加的な改良を実施することを想定しています。微生物等の開発については、微生物等の物質生産性を向上させるような開発に 3～5 年の期間を要し、後半のスケールアップした場合にも、ラボスケールで達成した物質生産性が維持されることを確保するための開発にも少なくとも 3 年程度の期間を要する見通しです。そのため、事業期間を十分に確保する観点から、2022 年度から 2030 年度までの最大 9 年間の実施を想定しています。微生物開発のフェーズに応じてステージゲートを設け、効率的な開発を実施します。

#### 【研究開発項目 3】CO<sub>2</sub>を原料に物質生産できる微生物等による製造技術等の開発・実証★

CO<sub>2</sub>等を原料に数百 L 程度の小規模スケール技術確立をした後に、数千～数万 L の中規模スケール、数万～数十万 L の大規模スケールでの生産実証へと移行し、製品製造コストの低減に向けた検討を実施することを想定しています。生産実証には、各段階での実証に最低でも 2 年程度が必要となるなど、開発に時間がかかるため、一連の取組に十分な時間を確保する観点から 2022 年度から 2030 年度までの最大 9 年間の実施を想定しています。また、品質評価等の技術開発については小規模での実証が開始した後に開発を開始する形を想定しており、2024 年度から 2030 年度までの最大 7 年間の実施を想定しています。

#### (5) 予算

【研究開発項目 1】 上限 160 億円

【研究開発項目 2】 上限 81 億円

【研究開発項目 3】 上限 1517 億円

【社会実装に向けた支援】 上限 9 億円

### 3. 応募要件

応募資格のある提案者は、次の (i)～(vi) までの条件、「研究開発・社会実装計画」に示された条件を満たす、単独又は複数で受託・交付を希望する企業等とします。

- i. 2050 年までのカーボンニュートラルの実現に向けて研究開発の成果を着実に社会実装へつなげられるよう、企業等の経営者（原則、代表取締役、代表執行役その他代表権を有する者）が長期的な経営課題として取り組むことへのコミットメントを明らかにした、長期的な事業戦略ビジョンを提出すること。
- ii. プロジェクトの実施場所及びプロジェクト後の成果活用場所に国内を含むこと。我が国の産業競争力強化の観点から、我が国技術の国際競争力や海外における類似の研究開発動向を分析した上で、国内経済への波及効果が期待される場合には、海外の先端技術の取り込みや国際共同研究・実証を実施することは可とする。（8. 留意事項(5) 参照）
- iii. プロジェクトの主たる実施者が、企業等、収益事業の担い手であること。（企業等の支出が過半を占める必要がある。）ただし、研究開発・社会実装計画において★マークがある研究開発内容

(プロジェクトの実施に当たって必要となる共通基盤技術の開発等)については、大学・研究機関等が主たる実施者(支出が過半を占める実施者)となることが可能である。また、採択後に本プロジェクトの他の研究開発内容の実施企業等と連携することを要件として、大学や研究機関等のみで★マークがある研究開発内容に応募することも可とする。(8.留意事項(1)参照)

- iv. NEDOが指定する情報管理体制を有していること。(委託事業のみ。別添3参照。)
- v. 部分提案の場合、他機関と連携を予定している場合は計画に記載していること。

#### 4. 提出期限及び提出先

本公募要領に従って「事業戦略ビジョン」を作成し、その他提出書類とともに以下の提出期限までにアップロードを完了させてください。なお、持参、郵送、FAX又は電子メールによる提出は受け付けません。ただし、NEDOから別途指示があった場合は、この限りではありません。

- (1) 提出期限： 2022年12月12日(月)正午アップロード完了

※応募状況等(提案が少なかった場合等)により、公募期間を延長する場合があります。公募期間を延長する場合は、ウェブサイトでお知らせいたします。

なお、NEDO公式Twitterをフォローいただくと、本公募に関する公募情報の更新があった際、通知を受け取ることが可能です。

是非フォローいただき、ご活用ください。

【参考】NEDO公式Twitter

<https://www.nedo.go.jp/nedomail/index.html>

- (2) 提出書類

①事業戦略ビジョン(別添1)

②積算用総括表(別紙1)

③研究開発責任者及びチームリーダーの研究等経歴書(別添2)

④e-Rad応募内容提案書(4.(5)参照)

⑤(委託事業のみ)NEDO事業遂行上に係る情報管理体制等の確認票(別添3)

⑥その他の研究費の応募・受入状況(詳細は別添4)

⑦関連書類(以下の書類は、webアドレスで公開していれば、URLの記載で代替可。)

・会社案内(会社経歴、事業部、研究所等の組織等に関する説明書)、直近の事業報告書、財務諸表(原則、円単位：貸借対照表、損益計算書、キャッシュフロー計算書)(3年分)(審査の過程で、必要に応じて財務に関する追加資料の提出を求められます。)

---

(以下任意)

⑧ワーク・ライフ・バランス等推進企業に関する認定等の状況(別添5)

⑨NEDOが提示した契約書(案)に合意することが提案の要件となりますが、契約書(案)について疑義がある場合は、その内容を示す文書

(3) 提出先： Web 入力フォーム

<https://app23.infoc.nedo.go.jp/koubo/qa/enquetes/957j21gcjkxx>

(4) 提出方法

(3)提出先の Web 入力フォームで指定する情報をご入力いただき、提出書類をアップロードしてください。なお、(2)提出書類のうち、①事業戦略ビジョン（別添1）、②積算用総括表（別紙1）、③研究開発責任者及びチームリーダーの研究等経歴書（別添2）については一つの PDF 形式のファイルにまとめて提出し、その他資料（全て PDF 形式）については一つの zip ファイルにまとめて提出してください。なお、アップロードするファイル（PDF、zip 等）にはパスワードは付けないでください。

提出時に受付番号を付与します。再提出時には、初回の受付番号を入力してください。再提出の場合は、再度、全資料を再提出してください。

提出書類を受理した際には幹事会社連絡担当者宛に提案受理のメールを送付いたします。

(5) 提出にあたっての留意事項

- a. 提出書類は日本語で作成してください。
- b. コンソーシアムによる共同提案の場合、事業戦略ビジョンは全ての実施主体がそれぞれ作成してください。その他、事業戦略ビジョンの作成に当たっては、事業戦略ビジョンの表紙の注意事項をご確認ください。
- c. 再提出は受付期間内であれば何度でも可能です。同一の提案者から複数の提案がなされた場合は、最後の提出のみを有効とします。
- d. 登録、応募内容確認、送信ボタンを押した後、受付番号が表示されるまでを受付期間内に完了させてください。（受付番号の表示は受理完了とは別です。）
- e. 入力・アップロード等の操作途中で提出期限になり完了できなかった場合、受け付けません。
- f. 通信トラフィック状況等により、入力やアップロードに時間がかかる場合があります。特に、提出期限直前は混雑する可能性がありますので、余裕をもって提出してください。
- g. 「3. 応募要件」を満たさない者の提出書類又は不備がある提出書類は受理できません。
- h. 提出書類に不備があり、提出期限までに修正できない場合は、提案を無効とさせていただきます。
- i. 受理後であっても、応募要件の不備が発覚した場合は、無効となる場合があります。
- j. 無効となった提出書類は、NEDOで破棄させていただきます。
- k. 提出書類の記載内容は経済産業省と共有いたします。
- l. 応募に際し、併せて府省共通研究開発管理システム（e-Rad）へ応募内容提案書を申請することが必要です。共同提案の場合には、代表して一事業者から登録を行ってください。この場合、その他の事業者や再委託、共同実施先については、研究分担者の欄に研究者の登録をお願いします。応募課題の入力内容の確認時に表示される「応募内容提案書のプレビュー」から、PDF ファイルをダウンロードし、提出書類として提出してください。詳細は、e-Rad ポータルサイトをご確認ください。

【参考】 e-Rad ポータルサイト  
<https://www.e-rad.go.jp/>

## 5. 委託先・交付先の選定

### (1) 審査の方法について

外部有識者による採択審査とNEDO内の契約・助成審査委員会で審査します。

採択審査は、書面審査、面接審査により実施します（提案者が多数の場合など、書面審査のみとする場合には別途ご案内します）。書面審査は、NEDOに設置する技術・社会実装推進委員会の技術面、事業面の審査、及び経済産業省産業構造審議会グリーンイノベーションプロジェクト部会（以下「部会」という。）の産業構造転換分野ワーキンググループ（以下「WG」という。）委員による経営者のコミットメントの確認により実施します。

面接審査は、技術面、事業面のプレゼンテーション審査を実施します。面接審査には、提案する企業等の担当役員（取締役、執行役に加え、いわゆる執行役員等も含む。）以上の参加を求めます。

契約・助成審査委員会の審議では、技術・社会実装推進委員会による書面審査、面接審査及びWG委員による書面審査の結果等に基づく採択候補が、NEDOが定める基準等に適合することを確認し、最終的に実施者を決定します。必要に応じて資料の追加等をお願いする場合があります。

なお、委託・交付先の選定は非公開で行われ、審査の経過等、審査に関する問い合わせには応じられませんので予めご了承ください。

### (2) 審査基準

#### a. 採択審査の基準

##### i. 研究開発計画について（技術面）

1. 研究開発・社会実装計画で掲げる目標（技術水準）を実現可能な具体的な解決方法や、野心的かつ測定可能なKPIが提案されているか
2. 当該技術及び解決方法は、独自性・新規性・他技術に対する優位性・実現可能性等を有しているか
3. 本プロジェクトだけでは解決しきれない残された技術課題とその解決の見通しが示されているか
4. 目標を実現するために効果的・効率的な実施スケジュール・実施体制を構築しているか
5. 中小・ベンチャー企業が効果的に実施体制に組み込まれているか
6. 提案者は本研究開発を遂行するための高い能力（具体的な実績、国際競争力、経営資源等）を有しているか

##### ii. 事業戦略・事業計画について（事業面）

1. カーボンニュートラル実現に伴う産業構造の変化を予測・分析し、市場機会を適切に認識できているか

2. 具体的な市場・顧客とその課題・ニーズを想定した上で、社会・顧客に対する提供価値とそれを実現するビジネスモデルを提案できているか
  3. 当該ビジネスモデルは、独自性・新規性・他社に対する優位性・実現可能性・継続性等を有しているか
  4. 国内経済・サプライチェーンへの波及が期待出来るか
  5. 研究開発から社会実装、その後の競争性の維持・事業拡大に至るまでの大まかなスケジュールが計画されているか
  6. 提案者は当該事業計画を実施するために必要な資金計画や経営資源を有しているか
- iii. イノベーション推進体制について（経営面）
1. 前述の研究開発計画・事業計画を推進するために必要な社内体制を構築しているか
  2. 提案される事業に対して、経営者自身が深く関与するか
  3. 提案される事業が、経営戦略の中核に位置づけられ、幅広いステークホルダーに情報発信されるか
  4. 機動的・継続的に経営資源を投入し、着実に社会実装まで繋げるための組織体制を構築（専門部署の設置等）するか
  5. （★マークがある研究開発内容について、大学や研究機関等のみによる応募の場合）実施企業等の取組（社会実装等）に必要となる共通基盤技術の開発等に取り組むものとして、採択後に本プロジェクトにおける他の研究開発内容の実施企業等との具体的な連携を図ることが想定されているか
  6. （★マークがある研究開発内容について、大学や研究機関等のみによる応募の場合）研究代表者やチームリーダー等中心的な人物が、事業期間中に何らかの理由により事業への継続参加が困難となった場合に、当該者が所属する組織として当該事業を継続できる体制等を構築できているか
- iv. その他
1. 様々な視点からリスクをアセスし、事業を中止する場合の基準を明確にしているか
  2. ワーク・ライフ・バランス等推進企業の認定等を受けているか（委託事業の場合のみ）
- b. 契約・助成審査委員会の選考基準
- ・委託事業
- i. 委託業務に関する提案書の内容が次の各号に適合していること。
    1. 開発等の目標がNEDOの意図と合致していること。
    2. 開発等の方法、内容等が優れていること。
    3. 開発等の経済性が優れていること。
  - ii. 当該開発等における委託予定先の遂行能力が次の各号に適合していること。
    1. 関連分野の開発等に関する実績を有していること。
    2. 当該開発等を行う体制が整っていること。  
（再委託予定先、共同研究相手先等を含む。）
    3. 当該開発等に必要な設備を有していること。

4. 経営基盤が確立していること。
5. 当該開発等に必要の研究者等を有していること。
6. 委託業務管理上NEDOの必要とする措置を適切に遂行できる体制を有していること。

なお、委託予定先の選考に当たってNEDOは、以下の点を考慮します。

1. 優れた部分提案者の開発等体制への組み込みに関すること。
2. 各開発等の開発等分担及び委託金額の適正化に関すること。
3. 競争的な開発等体制の整備に関すること。
4. 一般社団法人若しくは一般財団法人又は技術研究組合等を活用する場合における役割の明確化に関すること。

・助成事業

- i. 提案書の内容が次の各号に適合していること。
  1. 助成事業の目標がNEDOの意図と合致していること。
  2. 助成事業の方法、内容等が優れていること。
  3. 助成事業の経済性が優れていること。
- ii. 助成事業における助成事業者の遂行能力が次の各号に適合していること。
  1. 関連分野における事業の実績を有していること。
  2. 助成事業を行う人員、体制が整っていること。
  3. 助成事業の実施に必要な設備を有していること。
  4. 経営基盤が確立していること。
  5. 助成事業の実施に関してNEDOの必要とする措置を適切に遂行できる体制を有していること。

(3) 委託・交付先の公表及び通知

a. 採択結果の公表等

採択した案件（実施者名、プロジェクト概要）はNEDOのウェブサイト等で公開します。不採択とした案件については、その旨を不採択とした理由とともに提案者へ通知します。

b. 書面審査員、面接審査員の情報の公表について

書面審査員、面接審査員の所属・役職・氏名は、採択案件の公開時に公開します。

c. 附帯条件

採択に当たって条件（提案した再委託は認めない、他の機関との共同研究とすること、再委託研究としての参加とすること、NEDO負担率の変更等）を付す場合があります。

(4) プロジェクト開始までのスケジュール

2022年10月27日：公募開始

11月7日： 公募説明会（オンライン）

12月12日：公募締切

- 2023年1月中旬（予定）： 技術・社会実装推進委員会（面接審査）  
2月上旬（予定）： 契約・助成審査委員会  
2月上旬（予定）： 委託・交付先決定  
2月下旬（予定）： 公表（プレスリリース）  
3月上旬（予定）： 契約・交付

(5) プロジェクト開始後のスケジュール

○（毎年度）

- ・WGへの出席、マネジメントシートの提出(8.留意事項(1)・毎年度のWGへの出席を参照。)  
なお、WGにおいて経営者のコミットメントを含めた事業推進体制が不十分であると判断され改善が見られない場合はプロジェクト中止の場合があります。(詳細は8.留意事項(1)・取組状況が不十分な場合のプロジェクト中止・国費負担額の一部返還を参照。)
- ・技術・社会実装推進委員会への出席（各プロジェクト担当者から技術面・事業面での進捗報告。）

○ステージゲート審査

研究開発目標の達成には、様々なアプローチが考えられることから、早期の目標達成は目指しつつも開発の難易度に応じ、技術・社会実装推進委員会等での議論を経て、最適なスケジュールを組むことは妨げません。以下の通り、事業化段階の切れ目において、キーマイルストーン及びステージゲートを設定し、事業の進捗を見て、継続可否を判断する<sup>14</sup>ことを基本とします。キーマイルストーン及びステージゲートの設定に当たっては、提案時にステージゲートにおけるマイルストーン目標を明確にし、提案された目標の設定が低い場合などは技術・社会実装推進委員会等専門家の意見を踏まえて野心的かつ適切な目標と改め、これに達しない場合は事業の中止を含めて検討します。

ただし、対象とする微生物等やターゲット製品毎に開発段階が大きく異なるという事業特性から、技術・社会実装推進委員会等の専門家の意見を踏まえ、実施者単位でステージゲート実施年度を基本年度の前後の年度に設定するといった形も可能とし、プロジェクト全体に一定の柔軟性を持たせることとします。ステージゲートはコンソーシアム内及び各研究開発項目において統一した設定を行うこととします。

研究開発項目1については、必要性が確認された場合には追加公募を行います。

また、複数種類の微生物等、目的生産物質、技術的アプローチを対象とした開発・実証テーマを複線的に実施し、ステージゲートを通じて競争力や成長性の高さが認められる有望な開発テーマを残し、絞り込みを行うこととします。

**【研究開発項目1】有用微生物の開発を加速する微生物等改変プラットフォーム技術の高度化★**

- 第一世代微生物等改変プラットフォームの構築（現在ある社会課題を解決するために、効率的に微生物等の継続的な改変を行い、研究から実用化までを繰り返し実施することがで

<sup>14</sup> 判断を行う際、実施者とNEDO双方の合意に基づき事業内容及び目標の柔軟な見直しを行うことも可能とする。

きる手法の確立を持って構築とします。下表の例では 2025 年頃に事業継続判断)

- 第二世代微生物等改変プラットフォームの構築 (社会課題を解決するために、最新技術を取り入れた上で効率的に微生物等の継続的な改変を行い、研究から実用化までを繰り返し実施することができる手法の確立を持って構築とします。下表の例では 2028 年頃に事業継続判断)
- 第三世代微生物等改変プラットフォームの構築 (社会課題を解決するために、最新技術を取り入れた上で効率的に微生物等の継続的な改変を行い、研究から実用化までを繰り返し実施することができる手法の確立を持って構築とします。)

**【研究開発項目 2】CO<sub>2</sub>を原料に物質生産できる微生物等の開発・改良**

- 商用レベルの物質生産効率をもった有用微生物等の開発 (下表の例では 2025 年頃から事業継続判断を開始。)
- 商用レベルの物質生産効率をもった有用微生物等の実証環境に合わせた改良

**【研究開発項目 3】CO<sub>2</sub>を原料に物質生産できる微生物等による製造技術等の開発・実証★**

- 基盤生産技術の開発・小規模ベンチスケール培養槽による実証 (数十～数百 L 規模の培養槽または数 ha の設置面積等において安定的な微生物等の培養と商用レベルの効率による物質生産を達成する。)(下表の例では 2025 年頃に事業継続判断)
- 中規模パイロットスケールプラントにおける実証 (数千～数万 L 規模の培養槽または数十 ha の設置面積等において安定的な微生物等の培養と商用レベルの効率による物質生産を達成する。)
- 大規模デモンストレーションスケールプラントにおける実証 (数万～数十万 L 規模の培養槽または数百 ha の設置面積等において安定的な微生物の培養と商用レベルの効率による物質生産を達成する。)
- LCA 評価・CO<sub>2</sub>固定量に係る評価手法の確立 (バイオによる生産実証プロセスの LCA 評価の実施を持って確立とします。)
- CO<sub>2</sub>固定量等に関する標準化に係る技術開発 (本プロジェクトで実施した複数種類の物質・製品についての LCA 評価手法及び CO<sub>2</sub>固定量についての評価手法を一部統合する形での標準化を想定。)



表 1 : プロジェクトの想定スケジュール (例)

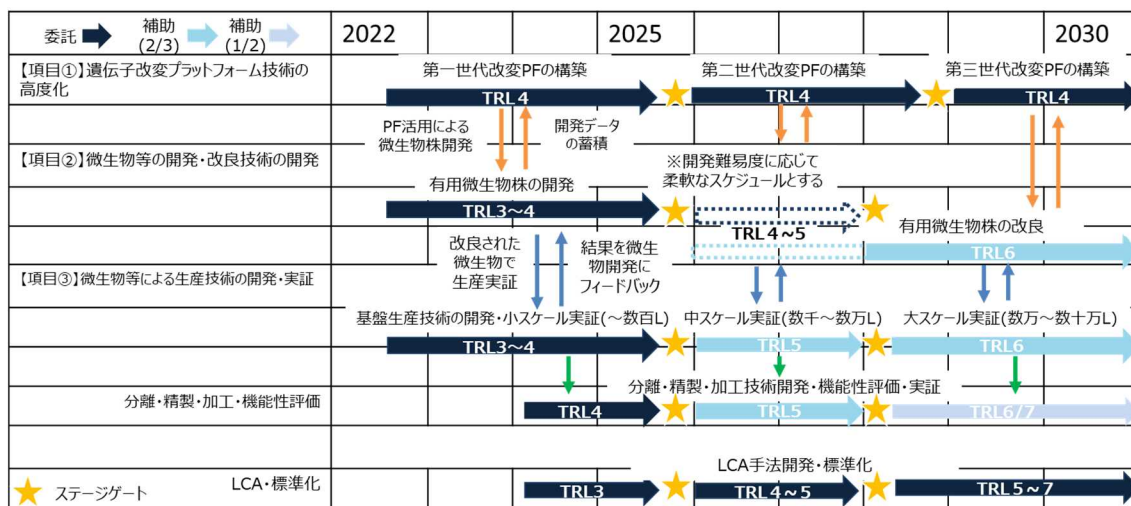


表 2 : 社会実装スケジュール



○2025年 大阪・関西万博 出展

提案時にコミットメントをした実施者に対して、2023 年度以降をめぐりに具体的な連携の仕方を提案させ、全体の提案数と予算額に応じて、必要な予算を支出することとします。コミットメントをしたものの、計画を変更する場合には、実施者に対し、モニタリング WG の場での説明を求めます。

○プロジェクト終了最終年度

- ・社会実装計画※の作成、NEDOにおける社会実装計画の審査やWGでの議論等踏まえ、インセンティブ額を精算

※社会実装に向けて取り組む指標（毎年度の売上高、継続投資額、知財活用数、資金調達額等）を含む計画。内容としては事業戦略ビジョンの 1. 事業戦略・事業計画の内容を予定しております。

## ○プロジェクト終了後

- ・WGによる事後評価
- ・フォローアップ調査（最大6年間。特に助成事業においては、プロジェクト終了後3年間社会実装計画に示された指標に対する進捗状況を確認し、未達の場合はインセンティブ額の返還があります。（詳細は8.留意事項（1）・目標達成度等に応じた国費負担割合の変動を参照。）

## 6. 説明会の開催

下記のとおり説明会を開催し、当該公募に係る内容、契約・交付に係る手続き、提出書類等を説明しますので、応募を予定される方は可能な限り出席してください。なお、説明会は日本語で行います。出席希望の企業等は、2022年11月4日（金）12時までに下記のURLからお申し込み下さい。

日時： 2022年11月7日（月）13時30分～15時00分

場所：オンライン会議（オンライン会議システム等は参加者登録メールアドレスへ送付致します。）

出席申し込みURL：<https://app23.infoc.nedo.go.jp/koubo/qa/enquetes/ngcljivfqc6l>

## 7. 問い合わせ先

本プロジェクトの内容及び契約・交付に関する質問等は説明会で受け付けます。それ以降のお問い合わせは、2022年11月8日から12月5日の間に限り以下の問い合わせ先にE-mailで受け付けます。ただし審査の経過等に関するお問い合わせには応じられません。

- (1) 公募の内容及び契約・交付に関する問い合わせ（(2)に関する問い合わせは除く）

国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構

材料・ナノテクノロジー部 矢追、林、大石、向井、峰岸

E-mail：[gi\\_bio@ml.nedo.go.jp](mailto:gi_bio@ml.nedo.go.jp)

- (2) 研究開発・社会実装計画の内容に関する問い合わせ

経済産業省商務・サービスグループ 生物化学産業課 高橋

Tel：03-3501-8625（直通）

## 8. 留意事項

- (1) 「グリーンイノベーション基金事業の基本方針<sup>※</sup>」の遵守

経済産業省が定める「グリーンイノベーション基金事業の基本方針」に記載されている事項を遵守いただきます。特に以下の事項にご留意ください。

※<https://www.meti.go.jp/press/2020/03/20210312003/20210312003.html>

### a. 毎年度のWGへの出席

プロジェクトにおける「主要な企業等の経営者」<sup>※1</sup>には、毎年度、WGへ出席し、事業戦略ビジョンに基づき、事業推進体制における工夫やプロジェクトの取組状況、今後の展望等を説明していただきます。（本事業戦略ビジョンは事業実施期間中、定期的に（年に1度を想定）更新の上、随時公開いただきます。）

また、大学や研究機関等のみでの応募により採択された大学や研究機関等の代表者<sup>※2</sup>は、毎年度、WGにおける実施企業等の経営者との対話の場に参加し、取組状況について説明していただきます。

※1 「主要な企業等の経営者」

① WGへの経営者の出席を求める「主要企業」の範囲

国費負担額がプロジェクト内で最大の実施主体（大学や公的研究機関等を除く、実施主体がコンソーシアムの場合は幹事会社）、及び国費負担額がプロジェクト全体の10%以上かつ上位3社程度の主要企業等（コンソーシアム単位ではなく企業等の単位）。

② 企業経営者について

原則、代表取締役、代表執行役その他代表権を有する者。ただし、やむを得ず企業経営者本人の出席が困難であるとWGが認める場合に限り、企業経営者本人から委任を受けた代表権の無い取締役又は執行役の出席も可能。

※2 「大学や研究機関等の代表者」

研究を担う者が所属する組織において、体制構築や取組方針の策定について責任を有する者を想定しており、機関全体の長に限定はしない。

b. 毎年度のマネジメントシート提出

プロジェクトに参加する（主要企業以外も含めた）全ての企業等は、提出した事業戦略ビジョンに基づく経営のコミットメント状況を示すため、毎年度、以下の項目等に関する取組状況を記載したマネジメントシートを提出いただきます。マネジメントシートは、WGに共有され、企業等が希望する情報を非開示とした（又は修正した）上で公開する予定です。なお大学、公的研究機関、再委託先等はマネジメントシートの提出は不要です。

①経営者自身の関与（プロジェクトへの指示、報酬評価項目への反映等）

②経営戦略への位置づけ（取締役会での決議、IR資料・統合報告書への記載等）

③事業推進体制の確保（経営資源の投入状況、専門部署の設置等）

c. 企業価値向上に向けた取組<sup>※1</sup>

研究開発成果を社会実装につなげていくためには、実施企業等による積極的な投資が必要であり、そのための中長期的な投資資金の確保が重要となります。このような認識のもと、2022年6月に中間整理が示された産業構造審議会経済産業政策新機軸部会<sup>※2</sup>における議論を踏まえ、グローバル競争で勝ちきる企業群の創出と、日本企業の取組が資本市場でも評価されることを目標として、本基金事業において支援対象となる実施企業等は、同中間整理で示された「価値創造経営」で掲げられた5つの軸や「価値協創ガイダンス」等も参考に、企業改革の推進に係る具体的な取組方針を事業戦略ビジョンに記載するものとします<sup>※3</sup>。また、当該取組方針については、モニタリングの場で説明を求めます<sup>※4</sup>。

※1 「企業価値向上に向けた取組」については、並行して部会での議論を進めており、内容に変更が生じる可能性がございます。内容に変更が生じた際には、本公募ページにて速やかにご案内します。

※2 2022年6月 産業構造審議会 経済産業政策新機軸部会 中間整理

[https://www.meti.go.jp/shingikai/sankoshin/shin\\_kijiku/20220613\\_report.html](https://www.meti.go.jp/shingikai/sankoshin/shin_kijiku/20220613_report.html)

※3 研究開発成果を社会実装につなげていく上で円滑かつ効率的に資金調達をできることが重要であり、そのため企業価値を向上することは有効な方法となります。そこで、企業価値に関する指標の一つである、PBR（株価純資産倍率）を解散価値（1）以上にすることを目指すかどうかを事業戦略ビジョンにおいて確認します。もし目指さない場合には資金調達を含めた将来的な社会実装に向けた事業運営をどのように行うことを想定しているかを確認します。

本件に関する記載内容は、直接的な審査対象とはなりません。例えば中長期的な経営戦略における本事業の位置づけや資金計画の妥当性に関する裏付けとして有意義な情報になり得ることなどから、採択審査において、参考とすることがあります。また、本件に関する記載が不足等している場合、採択以後に記載を求める場合があります。

※4 「価値創造経営」等において示された視点については、経営者として全社をマネージする立場からの取組であることから、当該取組を実施しないことを以て本基金における「経営者のコミットメント」が不十分とは見なさないこととします。同様に、PBRの向上に向けた計画の達成状況をもって、本事業の継続の可否を判断するものではありません。なお、モニタリングでの説明の聴取については、個別に議論しながら進めるものとします。

d. 取組状況が不十分な場合のプロジェクト中止・国費負担額の一部返還

WGが、経営者のコミットメントを含めた事業推進体制が不十分である（例えば、WGへの参加要請の拒否、マネジメントシートの未記入・未公表、目標達成に必要な事業推進体制が未整備等）と判断した場合に、実施者に対して改善点を指摘します。改善点が指摘された事業年度の翌事業年度においても、十分な対応が見られない場合には、WGは、プロジェクトの中止に係る意見を決議し、部会の最終決定がなされた場合、企業等に対して、【(指摘を受けた事業年度の受領額) × (返還率)】の委託費の一部返還を求めます。(プロジェクトを中止した年度の経費は支払わない。また、助成事業の場合は、改善点の指摘後、改善が見られるまで助成金を支払わない。) 返還率は、目標の達成度や困難度、公益性等を考慮し、WGにおいて3段階で評価されます。(返還率は研究開発・社会実装計画を参照ください。)

ただし、技術潮流や競争環境の著しい変化、研究開発期間中の著しい経済情勢の変動、天災地変その他不可抗力（感染症の拡大、紛争等）又は研究開発開始時点で予測することのできない事由であって実施者の責任によらない事情があるとWGが認めた場合については、実施者の希望に基づき、WGは実施者に対して改善点の指摘及びプロジェクトの中止に係る意見を出すこと

なく、プロジェクトを中止することができます。

なお、大学や研究機関等のみで採択された場合で、実施企業等の関連する取組の全てが中止となる場合には、それと連携する大学や研究機関等の取組も中止となります。

e. 目標達成度等に応じた国費負担割合の変動

野心的な研究開発・社会実装の継続に対するコミットメントを高める観点から、原則、プロジェクト終了時点における2030年目標の達成度を国費負担額に連動させ、成果報酬のようなインセンティブ措置を講じます。企業等には、プロジェクト終了時点で、目標の達成状況や、事業戦略ビジョンにある1. 事業戦略・事業計画に準ずる内容に加え、社会実装に向けて取り組む指標（毎年度の売上高、継続投資額、知財活用数、資金調達額等）を含む社会実装計画を提出いただきます。NEDOによる社会実装計画の審査やWGでの議論等踏まえ、その妥当性が認められる場合に、【(総事業費) × (インセンティブ率) × (目標の達成度)】 (=インセンティブ額) の金額を付与します。(インセンティブ率を除いた委託費・助成金はプロジェクト途中で支払います。インセンティブ率は研究開発・社会実装計画を参照ください。)

ただし、助成事業の場合、プロジェクト終了後3年間、毎年度のフォローアップにおいて、企業等は、社会実装計画の指標が未達である場合に、【(インセンティブ額) × (4 - 確認時点のプロジェクト終了後年数 (1 ~ 3年)) / 3】 の金額を返還いただきます。

(2) 秘密の保持

NEDOは、提出書類について、公文書等の管理に関する法律に基づく行政文書の管理に関するガイドラインに沿い定められた関係規程により、厳重な管理の下、一定期間保存します。この際、取得した個人情報については、法令等に基づく場合の提供を除き、研究開発の実施体制の審査のみに利用しますが、特定の個人を識別しない状態に加工した統計資料等に利用することがあります。また、提出書類の添付資料「研究開発責任者及びチームリーダーの研究等経歴書」については、個人情報の保護に関する法律第22条の定めにより、採択先決定後、適切な方法をもって速やかに廃棄します。なお、e-Radに登録された各情報（プロジェクト名、応募件名、研究者名、所属研究機関名、予算額及び実施期間）及びこれらを集約した情報は、「独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律」（平成13年法律第140号）第5条第1号イに定める「公にすることが予定されている情報」として取扱われます。

事業戦略ビジョンのうち非開示を希望する情報・スライドはその旨を明記いただき、非開示情報と認められる情報は、NEDOや担当省庁の担当者及び審査委員以外には提供しないものとし、本基金事業以外の目的に使用しません。なお、上記の非開示とした情報を除いた上で、NEDOのホームページに採択者の「事業戦略ビジョン」を公開する予定です。公開にあたっては、採択に当たっての条件(5. 委託先・交付先の選定/(3) 委託・交付先の公表及び通知/c. 附帯条件)や、企業価値向上に向けた取組に関する求めがあった場合(8. 留意事項/(1) 「グリーンイノベーション基金事業の基本方針」の遵守/c. 企業価値向上に向けた取組)は、それらに関する修正等対応をした後の事業戦略ビジョンを公表することとします。

(3) 契約及び委託業務の事務処理、交付及び助成事業の事務処理等について

委託事業では最新の業務委託契約約款に「グリーンイノベーション基金事業に関する特別約款」を付帯して契約締結を行い、助成事業では「グリーンイノベーション基金事業費助成金交付規程」に基づく交付決定を行います。事務処理については、別途事務処理マニュアルを提示いたしますので、そちらに基づき実施いただきます。

また、NEDOが運用する「NEDOプロジェクトマネジメントシステム」を利用していただくことが必須になります。

利用に際しては利用規約 (<https://www.nedo.go.jp/content/100906708.pdf>) に同意の上、利用申請書を提出していただきます。

**【参考】**

・業務委託契約約款・様式

<https://www.nedo.go.jp/itaku-gyomu/yakkan.html>

・グリーンイノベーション基金事業に関する特別約款

<https://www.nedo.go.jp/content/100932579.pdf>

・グリーンイノベーション基金事業費助成金交付規程・様式

[https://www.nedo.go.jp/itaku-gyomu/hojo\\_josei\\_koufukitei\\_koufukitei.html](https://www.nedo.go.jp/itaku-gyomu/hojo_josei_koufukitei_koufukitei.html)

(4) 国立研究開発法人から民間企業への再委託（委託事業）

国立研究開発法人から民間企業への再委託等（再委託先等へ資金の流れがないものを除く。）は、原則認めておりません。

(5) 知財マネジメント（委託事業）

本プロジェクトは、NEDOプロジェクトにおける知財マネジメント基本方針を適用し、産業技術力強化法第17条（日本版バイ・ドール規定）が適用されます。特に、海外企業がプロジェクトの実施者として参加する場合には、国費を投じて実施した研究開発の成果の事業化を国内企業等が行えない等のおそれを回避する観点から新たに取得する知的財産は原則NEDOとの共有とし、当該海外企業とNEDOの持分の合計のうち50%以上の持分はNEDOに帰属となることご留意ください。

本プロジェクトの成果である特許等について、「特許等の利用状況調査」（バイ・ドール調査）にご協力をいただく場合があります。

**【NEDOプロジェクトにおける知財マネジメント基本方針】**

<https://www.nedo.go.jp/content/100947057.pdf>

(6) データマネジメント（委託事業）

本プロジェクトは、NEDOプロジェクトにおけるデータマネジメントに係る基本方針のうち委託者指定データがない場合を適用します。

【NEDOプロジェクトにおけるデータマネジメントに係る基本方針及び様式】

[https://www.nedo.go.jp/jyouhoukoukai/other\\_CA\\_00003.html](https://www.nedo.go.jp/jyouhoukoukai/other_CA_00003.html)

(7) 事業化状況報告書等の提出、収益納付（助成事業）

採択されたプロジェクトにあつては、助成事業完了後に事業化に努めていただくとともに、5年後までの事業化状況報告書を毎年度提出していただきます。

当該助成事業の事業化等により、収益が生じたと認められたときは交付した助成金の全部又は一部に相当する金額を納付していただくことがあります。

(8) 研究者情報の researchmap への登録の推奨

researchmap (<https://researchmap.jp/>) は日本の研究者総覧として国内最大級の研究者情報データベースで、登録した業績情報は、インターネットを通して公開することもできます。また、e-Rad とともに連携しており、登録した情報を他の公募で求められる内容に応じて活用することもできます。researchmap で登録された情報は、国等の学術・科学技術政策立案の調査や統計利用目的でも有効活用されておりますので、本プロジェクト実施者は、researchmap への登録も併せてご検討ください。(researchmap は、NEDOが運用するシステムではありません。)

(9) 追跡調査・評価

研究開発終了後、本研究成果についての追跡調査・評価にご協力いただく場合があります。

(業務委託契約約款第51条、グリーンイノベーション基金事業費助成金交付規程第9条第1項24号) 追跡調査・評価については、以下 Web ページに掲載の「追跡調査・評価の概要」をご覧ください。<https://www.nedo.go.jp/content/100931274.pdf>

(10) 「国民との科学・技術対話」への対応

研究活動の内容や成果を社会・国民に対して分かりやすく説明する活動（以下、「国民との科学・技術対話」という）を推奨します。本プロジェクトにおいて「国民との科学・技術の対話」の活動を行う場合は、その活動の内容を事業戦略ビジョンに記載して提出してください。

また、本活動を行った場合は、年度末の実績報告書等に活動実績を盛り込んで報告してください。本活動はWG等での評価の対象となります。

なお、本プロジェクト以外で自主的に本活動に取り組むことは妨げませんが、間接経費を活用して本活動を行った場合は実績報告書への記載等（本活動に係る事項のみで結構です）によりNEDOに報告してください。

【参考】「国民との科学・技術対話」の推進について（基本的取組方針）

<https://www8.cao.go.jp/cstp/stsonota/taiwa/>

(11) 公的研究費の不正な使用及び不正な受給への対応

公的研究費の不正な使用及び不正な受給（以下「不正使用等」という。）については、「公的研

究費の不正な使用等の対応に関する指針」(平成20年12月3日経済産業省策定。以下「不正使用等指針<sup>※1</sup>」という。)及び「補助金交付等の停止及び契約に係る指名停止等の措置に関する機構達」(平成16年4月1日16年度機構達第1号。NEDO策定。以下「補助金停止等機構達<sup>※2</sup>」という。)に基づき、NEDOは資金配分機関として必要な措置を講じることとします。併せて本プロジェクトの事業実施者も研究機関として必要な対応を行ってください。

本プロジェクト及び府省等の事業を含む他の研究資金において、公的研究費の不正使用等があると認められた場合、以下の措置を講じます。

※1. 「不正使用等指針」についてはこちらをご参照ください： 経済産業省ウェブサイト

[https://www.meti.go.jp/policy/economy/gijutsu\\_kakushin/innovation\\_policy/kenkyu-fusei-shishin.html](https://www.meti.go.jp/policy/economy/gijutsu_kakushin/innovation_policy/kenkyu-fusei-shishin.html)

※2. 「補助金停止等機構達」についてはこちらをご参照ください： NEDOウェブサイト

[https://www.nedo.go.jp/itaku-gyomu/kokuhatu\\_index.html](https://www.nedo.go.jp/itaku-gyomu/kokuhatu_index.html)

a. 本プロジェクトにおいて公的研究費の不正使用等があると認められた場合

i. 当該研究費について、不正の重大性を考慮しつつ、全部又は一部を返還していただきます。

ii. 不正使用等を行った事業者等に対し、NEDOとの契約締結や補助金等の交付を停止します。

(補助金停止等機構達に基づき、処分した日から最大3年間の契約締結・補助金等交付の停止の措置を行います。)

iii. 不正使用等を行った研究者及びそれに共謀した研究者(善管注意義務に違反した者を含む。以下同じ。)に対し、NEDOの事業への応募を制限します。

(不正使用等指針に基づき、不正の程度などにより、原則、当該研究費を返還した年度の翌年度以降1~5年間の応募を制限します。また、個人の利益を得るための私的な流用が確認された場合には、10年間の応募を制限します。)

iv. 府省等他の資金配分機関に対し、当該不正使用等に関する措置及び措置の対象者等について情報提供します。このことにより、不正使用等を行った者及びそれに共謀した研究者に対し、府省等他の資金配分機関の研究資金への応募が制限される場合があります。また、府省等他の資金配分機関からNEDOに情報提供があった場合も同様の措置を講じることがあります。他府省の研究資金において不正使用等があった場合にもi~iiiの措置を講じることがあります。

v. 不正使用等の行為に対する措置として、原則、事業者名(研究者名)及び不正の内容等について公表します。

b. 「公的研究費の不正な使用等の対応に関する指針」(平成20年12月3日経済産業省策定)に基づく体制整備等の実施状況報告等について

本プロジェクトの契約・交付に当たり、各研究機関では標記指針に基づく研究費の管理・監査



体制の整備が必要です。

体制整備等の実施状況については、報告を求める場合がありますので、求めた場合、直ちに報告するようにしてください。なお、当該年度において、既に、府省等を含め別途の研究資金への応募等に際して同旨の報告書を提出している場合は、この報告書の写しの提出をもって代えることができます。

また、NEDOでは、標記指針に基づく体制整備等の実施状況について、現地調査を行う場合があります。

(12) 研究活動の不正行為への対応

研究活動の不正行為（ねつ造、改ざん、盗用）については「研究活動の不正行為への対応に関する指針」（平成 19 年 12 月 26 日経済産業省策定。以下「研究不正指針<sup>※3</sup>」という。）及び「研究活動の不正行為への対応に関する機構達」（平成 20 年 2 月 1 日 19 年度機構達第 17 号。NEDO 策定。以下「研究不正機構達<sup>※4</sup>」という。）に基づき、NEDOは資金配分機関として、本プロジェクトの事業実施者は研究機関として必要な措置を講じることとします。そのため、告発窓口の設置や本プロジェクト及び府省等他の研究事業による研究活動に係る研究論文等において、研究活動の不正行為があると認められた場合、以下の措置を講じます。

※3. 研究不正指針についてはこちらをご参照ください： 経済産業省ウェブサイト

[https://www.meti.go.jp/policy/economy/gijutsu\\_kakushin/innovation\\_policy/kenkyu-fusei-shishin.html](https://www.meti.go.jp/policy/economy/gijutsu_kakushin/innovation_policy/kenkyu-fusei-shishin.html)

※4. 研究不正機構達についてはこちらをご参照ください： NEDOウェブサイト

[https://www.nedo.go.jp/itaku-gyomu/kokuhatu\\_index.html](https://www.nedo.go.jp/itaku-gyomu/kokuhatu_index.html)

a. 本プロジェクトにおいて不正行為があると認められた場合

- i. 当該研究費について、不正行為の重大性などを考慮しつつ、全部又は一部を返還していただくことがあります。
- ii. 不正行為に関与した者に対し、NEDOの事業への翌年度以降の応募を制限します。  
(応募制限期間：不正行為の程度などにより、原則、不正があったと認定された年度の翌年度以降 2～10 年間)
- iii. 不正行為に関与したとまでは認定されなかったものの、当該論文等の責任者としての注意義務を怠ったことなどにより、一定の責任があるとされた者に対し、NEDOの事業への翌年度以降の応募を制限します。  
(応募制限期間：責任の程度等により、原則、不正行為があったと認定された年度の翌年度以降 1～3 年間)
- iv. 府省等他の資金配分機関に当該不正行為に関する措置及び措置の対象者等について情報提供します。このことにより、不正行為に関与した者及び上記 iii により一定の責任があるとされた者に対し、府省等他の資金配分機関の研究資金による事業への応募が制限される場合があります。また、府省等他の資金配分機関からNEDOに情報提供があった場合も同

様の措置を講じることがあります。

- v. NEDOは不正行為に対する措置を決定したときは、原則として、措置の対象となった者の氏名・所属、措置の内容、不正行為が行われた研究資金の名称、当該研究費の金額、研究内容、不正行為の内容及び不正の認定に係る調査結果報告書などについて公表します。

b. 過去に国の研究資金において不正行為があったと認められた場合

国の研究資金において、研究活動における不正行為があったと認定された者（当該不正行為があったと認定された研究の論文等の内容について責任を負う者として認定された場合を含む。）については、研究不正指針に基づき、本プロジェクトへの参加が制限されることがあります。

なお、本プロジェクトの事業実施者は、研究不正指針に基づき研究機関として規定の整備や受付窓口の設置に努めてください。

c. NEDOにおける研究不正等の告発受付窓口

以下のウェブサイトをご確認ください。

[https://www.nedo.go.jp/itaku-gyomu/kokuhatu\\_index.html](https://www.nedo.go.jp/itaku-gyomu/kokuhatu_index.html)

(13) 大学・国立研究開発法人等における若手研究者の自発的な研究活動

大学又は国立研究開発法人等（民間企業を除く）で雇用される40歳未満（40歳となる事業年度の終了日まで）の若手研究者による当該プロジェクトの推進に資する自発的な研究活動の実施が可能です。

なお、採択決定後、大学又は国立研究開発法人等は、実施計画書に予めその旨を記載し、その実績を従事日誌又は月報等により当機構に報告することになります。

**【参考】競争的研究費においてプロジェクトの実施のために雇用される若手研究者の自発的な研究活動等に関する実施方針**

<https://www8.cao.go.jp/cstp/compefund/jisshishishin.pdf>

(14) RA（リサーチアシスタント）等の雇用

第6期科学技術・イノベーション基本計画においては、優秀な学生、社会人を国内外から引き付けるため、大学院生に対する経済的支援を充実すべく、数値目標が掲げられています。

本プロジェクトにおいてもRA（リサーチアシスタント）等の研究員登録が可能であり、本プロジェクトで、研究員費を支払うことが可能です。

なお、本プロジェクトを通じて知り得る秘密情報を取扱うRA等は、NEDOと契約締結、またはNEDOが交付する大学組織との間で、守秘義務を含む雇用契約を締結されている必要があり、本プロジェクトに直接に従事する者は、全て研究員登録を行う必要があります。

**【参考】**

・第6期科学技術・イノベーション基本計画

<https://www8.cao.go.jp/cstp/kihonkeikaku/>

- ・研究力強化・若手研究者支援総合パッケージ

<https://www8.cao.go.jp/cstp/package/wakate/wakatepackage.pdf>

- ・ポストドクター等の雇用・育成に関するガイドライン

[https://www.mext.go.jp/content/20201203-mxt\\_kiban03-000011852\\_1.pdf](https://www.mext.go.jp/content/20201203-mxt_kiban03-000011852_1.pdf)

(15) 安全保障貿易管理について（海外への技術漏洩への対処）

- a. 我が国では、我が国を含む国際的な平和及び安全の維持を目的に、外国為替及び外国貿易法（昭和24年法律第228号）（以下「外為法」という。）に基づき輸出規制※が行われています。外為法で規制されている貨物や技術を輸出（提供）しようとする場合は、原則外為法に基づく経済産業大臣の許可を受ける必要があります。

※我が国の安全保障輸出管理制度は、国際合意等に基づき、主に①炭素繊維や数値制御工作機械などある一定以上のスペック・機能を持つ貨物（技術）を輸出（提供）しようとする場合に、原則として、経済産業大臣の許可が必要となる制度（リスト規制）と②リスト規制に該当しない貨物（技術）を輸出（提供）しようとする場合で、一定の要件（用途要件・需要者要件又はインフォーム要件）を満たした場合に、経済産業大臣の許可を必要とする制度（キャッチオール規制）から成り立っています。

- b. 貨物の輸出だけでなく技術提供も外為法の規制対象となります。リスト規制技術を外国の者（非居住者）（2022年5月1日以降は特定類型※に該当する居住者を含む。）に提供する場合等は、その提供に際して事前の許可が必要です。技術提供には、設計図・仕様書・マニュアル・試料・試作品などの技術情報を、紙・メール・CD・USBメモリなどの記録媒体で提供することはもちろんのこと、技術指導や技能訓練などを通じた作業知識の提供やセミナーでの技術支援なども含まれます。外国からの留学生の受入れや、共同研究等の活動の中にも外為法の規制対象となり得る技術のやりとりが多く含まれる場合があります。

※ 非居住者の影響を強く受けている居住者の類型のことを言い、「外国為替及び外国貿易法第25条第1項及び外国為替令第17条第2項の規定に基づき許可を要する技術を提供する取引又は行為について」1. (3) サ①～③に規定する特定類型を指します。

- c. 本委託または助成事業を通じて取得した技術等を輸出（提供）しようとする場合についても、規制対象となる場合がありますのでご注意ください。経済産業省から指定のあった事業については委託契約締結時または交付決定時において、本委託または助成事業により外為法の輸出規制に当たる貨物・技術の輸出が予定されているか否かの確認、及び、輸出の意思がある場合は、管理体制の有無について確認を行います。輸出の意思がある場合で、管理体制が無い場合は、輸出又は本委託または助成事業終了のいずれか早い方までの体制構築を求めます。なお、同確認状況については、経済産業省の求めに応じて、経済産業省に報告する場合があります。また、本委託または助成事業を通じて取得した技術等について外為法に係る規制違反が判明した場合には、契約または交付の全部又は一部を解除・取り消しする場合があります。
- d. 安全保障貿易管理の詳細については、以下をご覧ください。
- i. 経済産業省：安全保障貿易管理（全般） <https://www.meti.go.jp/policy/ampo/>  
(Q&A <https://www.meti.go.jp/policy/ampo/qanda.html> )

- ii. 一般財団法人安全保障貿易センター モデル内部規程  
<https://www.cistec.or.jp/export/jisyukanri/modelcp/modelcp.html>
- iii. 安全保障貿易ガイダンス（入門編）  
<https://www.meti.go.jp/policy/ampo/guidance.html>
- iv. 安全保障貿易に係る機微技術管理ガイダンス（大学・研究機関用）  
[https://www.meti.go.jp/policy/ampo/law\\_document/tutatu/t07sonota/t07sonota\\_jishyukanri03.pdf](https://www.meti.go.jp/policy/ampo/law_document/tutatu/t07sonota/t07sonota_jishyukanri03.pdf)
- v. 大学・研究機関のためのモデル安全保障貿易管理規程マニュアル  
<https://www.meti.go.jp/policy/ampo/daigaku/manual.pdf>

(16) 「不合理な重複」及び「過度の集中」の排除

「不合理な重複」(注1)、又は「過度の集中」(注2)が認められる場合には、採択を行わないことがあります。また、それらが採択後に判明した場合には、採択取り消し又は減額することがあります。

(注1)

同一の研究者による同一の研究課題（競争的研究費が配分される研究の名称及びその内容をいう。以下同じ。）に対して、複数の競争的研究費その他の研究費（国外も含め、補助金や助成金、共同研究費、受託研究費等、現在の全ての研究費であって個別の研究内容に対して配分されるもの<sup>※1</sup>。）が不必要に重ねて配分される状態であって、次のいずれかに該当する場合をいう。

- a. 実質的に同一（相当程度重なる場合を含む。以下同じ。）の研究課題について、複数の競争的研究費その他の研究費に対して同時に応募があり、重複して採択された場合
- b. 既に採択され、配分済の競争的研究費その他の研究費と実質的に同一の研究課題について、重ねて応募があった場合
- c. 複数の研究課題の間で、研究費の用途について重複がある場合
- d. その他これらに準ずる場合

(※1) 所属する機関内において配分されるような基盤的経費又は内部資金、商法で定める商行為及び直接又は間接金融による資金調達を除く。

(注2)

同一の研究者又は研究グループ（以下「研究者等」という。）に当該年度に配分される研究費全体が、効果的、効率的に使用できる限度を超え、その研究期間内で使い切れないほどの状態であって、次のいずれかに該当する場合をいう。

- a. 研究者等の能力や研究方法等に照らして、過大な研究費が配分されている場合
- b. 当該研究課題に配分されるエフォート（研究者の全仕事時間<sup>※2</sup>に対する当該研究の実施に必要とする時間の配分割合（%））に比べ、過大な研究費が配分されている場合
- c. 不必要に高額な研究設備の購入等を行う場合
- d. その他これらに準ずる場合

(※2) 研究者の全仕事時間とは、研究活動の時間のみを指すのではなく、教育活動や管理業務等を含めた実質的な全仕事時間を指します。

- a. 現在の他府省を含む他の競争的研究費その他の研究費の応募・受入状況や、現在の全ての所属機関・役職に関する情報について応募書類や共通システムに事実と異なる記載をした場合は、研究課題の不採択、採択取消し又は減額配分とすることがあります。
- b. 提出いただく情報については、守秘義務を負っている者のみで扱います。また、他の配分機関や関係府省間で情報が共有されることがあり得ますが、その際も守秘義務を負っている者のみで共有を行います。
- c. 共通システムを活用し、不合理な重複及び過度の集中の排除を行うために必要な範囲内で、応募内容の一部に関する情報を競争的研究費の府省庁担当課（独立行政法人等である配分機関を含む。以下同じ。）間で共有します。応募書類や共通システムへの記載及び他府省からの情報等により「不合理な重複」又は「過度の集中」と認められる場合は、その程度に応じ、研究課題の不採択、採択取消し又は減額配分を行います。
- d. 研究費や所属機関・役職に関する情報に加えて、寄附金等や資金以外の施設・設備等の支援を含む、自身が関与する全ての研究活動に係る透明性確保のために必要な情報について、関係規程等に基づき、所属機関に適切に研究者から報告が行われていないことが判明した場合は、研究課題の不採択、採択取消し又は減額配分とすることがあります。また、当該応募課題に使用しないが、別に従事する研究で使用している施設・設備等の受入状況に関する情報については、不合理な重複や過度な集中にならず、研究課題が十分に遂行できるかを確認する観点から、事業者に対して、当該情報の把握・管理の状況について提出を求めることがあります。
- e. 各機関においては、「研究活動の国際化、オープン化に伴う新たなリスクに対する研究インテグリティの確保に係る対応方針について」（令和3年4月27日 統合イノベーション戦略推進会議決定）を踏まえた利益相反・責務相反に関する規程が整備されていることが重要です。各機関としての規程の整備状況及び情報の把握・管理の状況を必要に応じて照会を行うことがあります。
- f. 今後、秘密保持契約等を締結する際は、競争的研究費の応募時に、必要な情報に限り提出することがあることを前提とした内容とすることを検討いただきますようお願いいたします。ただし、企業戦略上著しく重要であり、秘匿性が特に高い情報であると考えられる場合等、秘匿すべき情報の範囲について契約当事者が合意している契約においては、秘匿すべき情報を提出する必要はありません。なお、必要に応じて提案者に秘密保持契約等について、関係府省またはNEDOから照会を行うことがあります。

【参考】

・競争的資金研究費の適正な執行に関する指針

[https://www8.cao.go.jp/cstp/compefund/shishin\\_r3\\_1217.pdf](https://www8.cao.go.jp/cstp/compefund/shishin_r3_1217.pdf)

(17) 研究開発資産の帰属・処分（委託事業）、処分制限財産の取扱い（助成事業）

a. 委託事業

i. 資産の帰属

委託業務・共同研究業務（企業・公益法人等が委託先・共同研究先の場合）を実施するために購入し、または製造した取得資産のうち、取得価額が50万円（消費税込）以上、かつ法定耐用年数が1年以上の資産については、NEDOに所有権が帰属します。（約款第20条第1項）

なお、委託先・共同研究先が、国立研究開発法人等（国立研究開発法人、独立行政法人）、大学等（国公立大学、大学共同利用機関、私立大学、高等専門学校）、地方独立行政法人の場合には、資産は原則として委託先・共同研究先に帰属します。

ii. 資産の処分

委託先は、業務委託契約に基づき委託事業期間終了後、有償により、NEDO帰属資産をNEDOから譲り受けることとなっています。その際の譲渡価格は、取得価額から、取得日から事業終了日までの期間における年償却額により算定した額となりますが、譲渡価格算定に用いる取得価額は、インセンティブ額に応じて決定されます。（約款第20条の2第1項・第3～4項、特別約款第3条第10～11項、第4条第6～7項）

b. 助成事業

i. 資産の帰属

取得資産の帰属は、事業者になりますが、助成金執行の適正化の観点から、助成事業で取得した機械装置等の取得財産には処分制限があります。（交付規程第16条第1項）

ii. 財産の処分制限

助成金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、または担保に供しようとする場合には、予めNEDOの承認を受けていただく必要があります。（交付規程第16条第3項）

NEDOが承認を行う場合は、原則として、当該財産の残存簿価相当額に助成割合を乗じた金額をNEDOへ納付することが条件となります。（交付規程第15条第3項）

(18) 国立研究開発法人の契約に係る情報の公表（委託事業）（詳細は、参考資料1）

「独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針」（平成22年12月7日閣議決定）に基づき、採択決定後、NEDOとの関係に係る情報をNEDOのウェブサイトで公表することがありますのでご了承ください。なお、本公募への応募をもって同意されたものとみなします。

(19) 中小・ベンチャー企業の定義

中小・ベンチャー企業とは、以下の(a)(b)又は(c)のいずれかに該当する企業等であって、大企業等の出資比率が一定比率を超えず（注1）、かつ、直近過去3年分の各年又は各事業年度の

課税所得の年平均額が 15 億円を超えないものをいいます。

a. 「中小企業」としての企業

中小企業基本法第 2 条（中小企業者の範囲及び用語の定義）を準用し、次表に示す「資本金基準」又は「従業員基準」のいずれかの基準を満たす企業です。

主たる事業として営んでいる業種 ※ 1	資本金基準 ※ 2	従業員基準 ※ 3
製造業、建設業、運輸業及びその他の業種 （下記以外）	3 億円以下	300 人以下
小売業	5 千万円以下	50 人以下
サービス業	5 千万円以下	100 人以下
卸売業	1 億円以下	100 人以下

※1 業種分類は、「日本標準産業分類」の規定に基づきます。

※2 「資本金の額又は出資の総額」をいいます。

※3 「常時使用する従業員の数」をいい、家族従業員、臨時の使用人、法人の役員、事業主は含みません。また、他社への出向者は従業員に含みます。

b. 「中小企業者」としての組合等

以下のいずれかに該当する組合等をいいます。

1. 技術研究組合であって、その直接又は間接の構成員の 3 分の 2 以上が（ア）の表の「中小企業者」としての企業又は企業組合若しくは協業組合であるもの
2. 特許法施行令 10 条第 2 号ロに該当する事業協同組合等（事業協同組合、事業協同小組合、協同組合連合会、企業組合、協業組合、商工組合及び商工組合連合会）

c. 研究開発型ベンチャー

以下の条件をすべて満たす企業をいいます。

- i. 試験研究費等が売上高の 3%以上又は研究者が 2 人以上かつ全従業員数の 10%以上であること。
- ii. 未利用技術等、研究開発成果が事業化されていない技術を利用した実用化開発を行うこと。
- iii. 申請時に上記要件を満たす根拠を提示すること。

（注 1）次の企業は、大企業等の出資比率が一定比率を超えているものとします。

- i. 発行済株式の総数又は出資の総額の 2 分の 1 以上が同一の大企業（注 2）の所有に属している企業
- ii. 発行済株式の総数又は出資の総額の 3 分の 2 以上が、複数の大企業（注 2）の所有に属している企業
- iii. 資本金又は出資金が 5 億円以上の法人に直接又は間接に 100%の株式を保有されている

企業。

(注2) 大企業とは、(a) から (b) のいずれにも属さない企業であって事業を営むものをいいます。ただし、以下に該当する者については、大企業として扱わないものとします。

- i. 中小企業投資育成株式会社法に規定する中小企業投資育成株式会社
- ii. 廃止前の中小企業の創造的事業活動の促進に関する臨時措置法に規定する指定支援機関（ベンチャー財団）と基本約定書を締結した者（特定ベンチャーキャピタル）
- iii. 投資事業有限責任組合契約に関する法律に規定する投資事業有限責任組合

## 関連資料

グリーンイノベーション基金事業の基本方針（概要）

グリーンイノベーション基金事業の基本方針（本文）

2022年度実施方針

「バイオものづくり技術によるCO<sub>2</sub>を直接原料としたカーボンリサイクルの推進」プロジェクトに関する研究開発・社会実装計画

参考資料1：契約に係る情報の公表について

提案書一式

別添1：事業戦略ビジョン

別紙1：積算用総括表

別添2：研究開発責任者及びチームリーダーの研究等経歴書の記入について

別添3：NEDO事業遂行上に係る情報管理体制等の確認票

別添4：その他の研究費の応募・受入状況

別添5：ワーク・ライフ・バランス等推進企業に関する認定等の状況について